各務原保護区保護司会事業補助金交付要綱

（令和８年３月９日決裁）

各務原保護区保護司会事業補助金交付要綱（平成１８年３月３１日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、各務原保護区保護司会が犯罪予防を図るため実施する事業を支援するため、予算の範囲内で各務原保護区保護司会事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者）

第２条　補助事業者は、各務原保護区保護司会とする。

（補助事業）

第３条　補助事業は、補助事業者が実施する事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動

（２）犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力

（３）犯罪の予防を図ることに資する活動であって、保護司会及び保護司会連合会に関する規則（平成１１年法務省令第２号）第１条第３号から第５号までに掲げるもの

（補助対象経費等）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る経費とする。

２　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は各務原保護区保護司会の会員数に１万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

３　前項の会員数は、補助事業に係る年度の４月１日時点の人数とする。

（実施報告の期限）

第５条　規則第１１条の規定による補助事業実施報告書の提出は、当該補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して５０日を経過した日までにしなければならない。

（決定の取消し等）

第６条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（２）補助金の交付の条件に違反したとき。

（３）偽りその他不正な行為があったとき。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原保護区保護司会事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定をした補助金について適用し、同日前に交付の決定をした補助金については、なお従前の例による。